

第四次長野市地域福祉計画 (案)

長野市

目次

第1部 総論.....	5
第1章 計画の策定に当たって.....	7
1 計画の概要.....	7
2 計画策定の背景.....	10
3 計画に係る課題の整理.....	11
第2章 計画の基本的な考え方.....	14
1 目指す将来像（基本理念）.....	14
2 基本目標.....	15
第3章 今後の地域福祉推進体制のあり方.....	17
1 地域福祉推進の考え方.....	17
第2部 各論.....	27
第4章 施策の展開.....	28
施策の体系.....	28
基本目標1 地域福祉を推進していくための基盤を強化する.....	30
1-1 地域福祉を推進する体制の再構築.....	30
1-2 地域福祉を推進する担い手や資源の創出.....	33
1-3 学び合い、共に育つ「福祉共育（教育）」の推進.....	36
基本目標2 一人ひとりの“思い”をつなげ、様々な担い手が有機的に連携できる仕組みを整備する.....	39
2-1 多様な主体が連携・協働する体制の構築・強化.....	39
2-2 どんな悩みも「受け止め」「つなぐ」包括的な支援体制の整備.....	42
基本目標3 一人ひとりの“思い”を受け止め、支え合い活動や福祉サービスの充実を図る.....	48
3-1 地域社会とのつながりの維持・創出.....	48
3-2 地域で見守り、地域で支える体制の充実.....	52
3-3 福祉サービスの充実と質の向上.....	55
基本目標4 すべての人の安全・安心な暮らしと人権・権利を守る エラー! 参照するデータが見つかりません。	
4-1 災害時の安全・安心の確保、被災後のコミュニティ支援..エラー! 参照するデータが見つかりません。	
4-2 生活困窮者自立支援の充実.....エラー! 参照するデータが見つかりません。	
4-3 成年後見制度の利用促進（長野市成年後見制度利用促進基本計画） エラー! 参照するデータが見つかりません。	
4-4 権利擁護の推進..... エラー! 参照するデータが見つかりません。	
4-5 再犯防止対策の推進（長野市再犯防止推進計画） ..エラー! 参照するデータが見つかりません。	
第5章 計画の推進について.....	エラー! 参照するデータが見つかりません。
資料編.....	エラー! 参照するデータが見つかりません。

- I 計画策定（参画）組織.....エラー! 参照するデータが見つかりません。
- II 地域福祉を取り巻く長野市の状況.....エラー! 参照するデータが見つかりません。
 - 1 人口・世帯.....エラー! 参照するデータが見つかりません。
 - 2 高齢者・子育て家庭・障害者等の状況....エラー! 参照するデータが見つかりません。
- III 地域福祉に関わる市民意識（令和2年度まちづくりアンケート） エラー! 参照するデータが見つかりません。
 - 1 調査の概要..... エラー! 参照するデータが見つかりません。
 - 2 調査結果の概要.....エラー! 参照するデータが見つかりません。
- IV 第三次計画の中間評価.....エラー! 参照するデータが見つかりません。
- V 用語解説.....エラー! 参照するデータが見つかりません。

第1部 総論

本市では、国の「持続可能な開発目標（SDGs）*実施方針」の趣旨を理解し、SDGs達成に向けた取組を推進します。

SDGsの推進により、今の市民も未来の市民も住みよい持続可能なまちづくりを実現します。

第五次長野市総合計画においては、各政策をSDGsの定める17のゴールと関連付けており、本計画は第五次長野市総合計画と整合を図っていることから、本計画の目標を実現することで、17のゴールのうち、次の10の目標達成に寄与します。



第1章 計画の策定に当たって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成17(2005)年6月に「長野市地域福祉計画」(以下「第一次計画」という。)を策定し、その後見直しを行い、平成23(2011)年4月に策定した「第二次長野市地域福祉計画」(以下「第二次計画」という。)により、地域における支え合いの取組を推進してきました。平成28(2016)年4月に策定した第三次長野市地域福祉計画(以下「第三次計画」という。)では、これまでの計画を更に進め、「支える」「支えてもらう」という関係ではなく、高齢者や障害者等においても支える側として地域社会に参画することで、「認め合い、支え合い、活かし合いながら、共に生きていく地域社会」の実現に向けて取り組んできました。

こうした中、第三次計画の計画期間が令和3(2021)年度に最終年度となりました。平成30(2018)年4月に施行された改正社会福祉法(昭和26年法律第45号)の趣旨を踏まえ、様々な生活課題を抱える地域住民を地域全体で支える「地域共生社会*」の実現を目指して、行政と地域住民、関係機関等が協働*して地域福祉活動に取り組むため、令和4(2022)年度を初年度とする第四次長野市地域福祉計画(以下「本計画」という。)を策定します。



行政が、公助で担うべきサービスを提供しつつ、自助、互助・共助の活動を支援することにより、地域福祉を総合的に推進していきます。

(2) 計画の位置付け

① 法的位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条第 1 項の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。

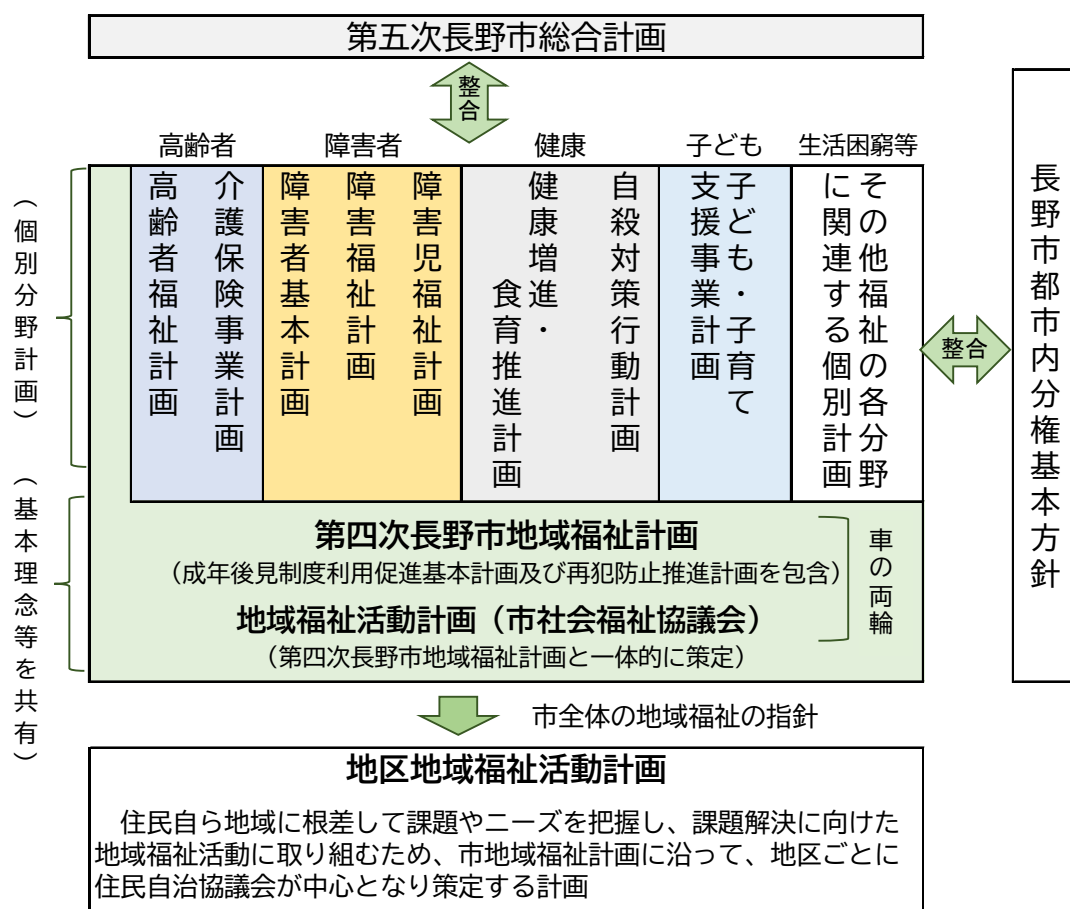
また、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」として一体的に策定します。

② 計画の性格

本計画は、本市における高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等に係る様々な保健福祉分野等の計画や施策に関し、共通的な事項を定めるとともに、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等に係る公的サービスだけでは十分に対応できない地域課題について、行政と地域住民、関係機関等がその解決に向けて協働して取り組む地域福祉活動の方向性を示すものです。

また、「長野市版都市内分権*」の方向性を大局的な視点から定める「長野市都市内分権基本方針」との整合を図ります。

なお、第二次計画から、市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と計画策定プロセスを共有し、整合性のとれたものとするため、一体的に策定しています。



(3) 計画期間

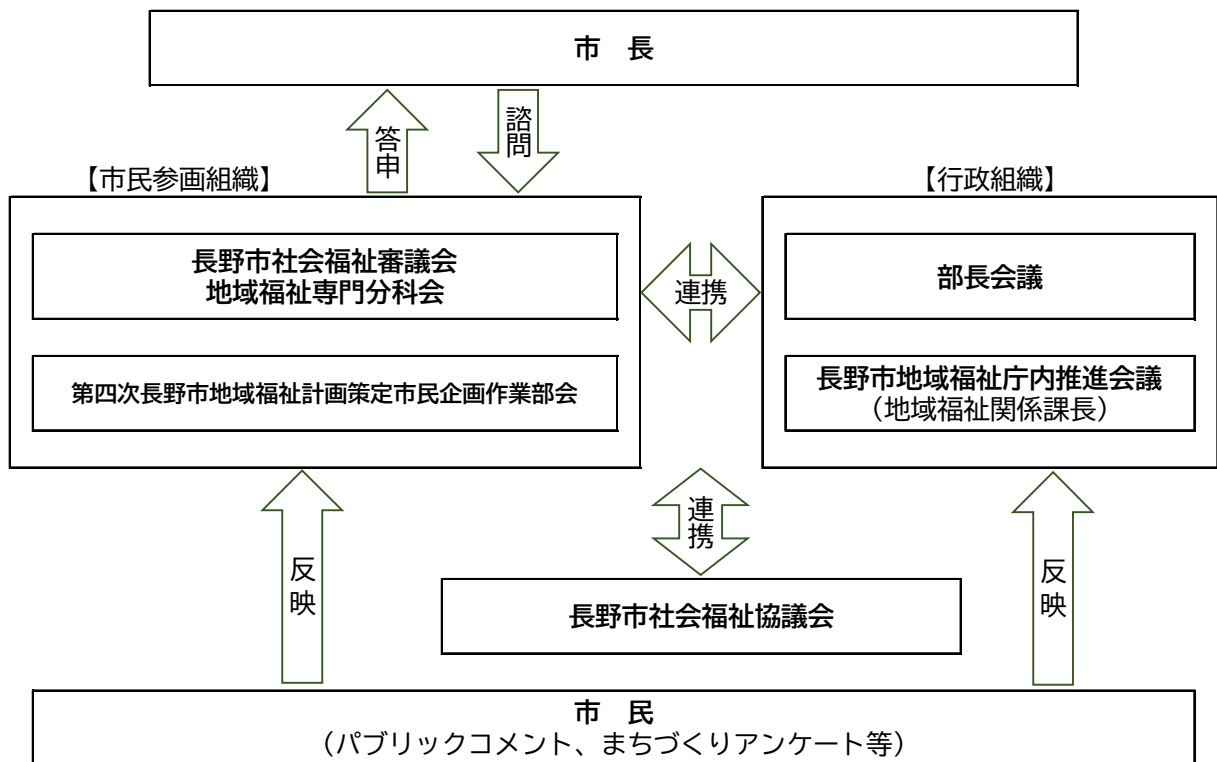
本計画の計画期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
長野市総合計画	第五次前期基本計画					第五次後期基本計画				
長野市地域福祉計画	第三次計画					第四次計画				
長野市高齢者福祉計画			第八次			第九次				
長野市介護保険事業計画			第七期			第八期				
長野市障害者基本計画			第1次			第2次				
長野市障害福祉計画			第5期			第6期				
長野市障害児福祉計画			第1期			第2期				
長野市健康増進計画・食育推進計画	第三次									
長野市自殺対策行動計画			第一次							
長野市子ども・子育て支援事業計画	第一期			第二期						
(仮称)長野市子どもの貧困対策計画						策定	令和5年4月～			

(4) 策定体制

本計画は、長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に諮問し、意見を踏まえ策定しました。また、地域福祉の推進は市民の主体的な参加が前提となるものであることから、第四次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会（以下「作業部会」という。）を設置し、地域課題や必要な方策、地域福祉の推進体制等について検討しました。

庁内関係各課と長野市社会福祉協議会により長野市地域福祉庁内推進会議を組織し、関係部局間の相互連携・調整等を行いました。



2 計画策定の背景

(1) 地域共生社会の実現

平成 29(2017)年 2 月、国は、「地域共生社会」の実現を目指した改革を進めていく方針を掲げ、社会福祉法を改正しました。

具体的には、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の対象者ごとの縦割りから脱却し、分野・制度を超えた横断的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業*の推進及び地域住民や社会福祉法人*、NPO*、事業者等、地域の多様な主体が「支え手」となり、我が事として自立や支え合いを推進する機運の醸成等を求めています。

(2) 地域課題の複雑化・複合化

少子高齢化の進行、単身高齢世帯・高齢者のみ世帯及び共働き世帯の増加等により、介護や見守り、子育ての支援がこれまで以上に必要となる一方、核家族化、ひとり親世帯の増加、近所付き合いの希薄化等により、家庭及び地域の支援力が低下しています。

また、8050 問題*やダブルケア*、ヤングケアラー*等、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えており、分野別に組み立てられた縦割りの既存制度では、対応が難しいケースも顕在化してきています。

なお、第三次計画においても、地域福祉を推進するための各主体の役割を明らかにするとともに、様々な取組を進めてきたところですが、課題は更に深刻化しています。

(3) 新たな社会的課題への対応（ウィズ／アフター コロナ）

新型コロナウイルス感染症拡大への対応により、新しい生活様式の実践が求められ、また、日常生活、社会システムが大きく変容しました。特に、つどいの場においては、令和 2(2020)年度は、実施回数が予定回数の 3 分の 1 程度まで減少する等、大きな影響を受けました。この他に、各地区においては、コロナ禍の活動に対して、「誰が責任を負うのか」という問題も発生しており、地域福祉活動の大きな足枷となっています。

また、外出自粛に起因するストレス等によるドメスティック・バイオレンス(DV)*等、家庭問題の増加や生活リズムの崩壊、地域活動やイベント等の開催制限、在宅勤務(テレワーク)やオンライン会議の拡大等による人と人とのつながりの更なる希薄化・孤立の深まり等が懸念される中、「社会的なつながり」を保つ方策の検討等が必要となっています。

(4) 地域で取り組む災害対応力の向上

令和元年東日本台風により、各種都市基盤(インフラ)、商工業、農業等が甚大な被害を受けました。一方で、地域コミュニティ*と地域の支え合いの重要性が再確認されています。特に、配慮を要する方への実効性のある避難行動支援の仕組みづくり等が求められています。

3 計画に係る課題の整理

(1) 統計データ等からみる課題

人口減少・少子高齢化が進んでおり、それに伴って福祉ニーズが拡大する一方で、担い手不足が懸念されています。市民一人ひとりが支え手として活躍できる地域づくりが課題となっています。人口減少・少子高齢化等の状況が地区によって大きく異なることから、各地区の実情に応じた推進体制や地域課題への取組、それに対する支援のあり方の検討が必要です。

また、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、核家族世帯やひとり親家庭が増加しています。8050問題等、世帯が抱える課題の複雑化・複合化に対し、世帯ごとの支援が必要であり、そのためにも地域で見守り、支え合う地域づくりが課題となっています。

本市では外国人が増加しています。平成27(2015)年では中国人が約半数を占めていましたが、近年ではベトナム人や韓国人・朝鮮人、フィリピン人等が増加傾向にあり、多文化共生社会への理解、取組が必要です。

(2) まちづくりアンケート結果からみる課題

「近所の付き合いの程度」では、「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」、「お互いに訪問し合う程度の人ならいる」の割合が減少し、「あいさつをする程度の人しかいない」、「ほとんど付き合いはない」の割合が増加しており、近隣関係の希薄化が表れています。若い世代ほど付き合いの程度が薄くなっており、地域福祉を推進していくためにも、顔の見える近隣関係の再構築、地域のつながりの維持・創出が課題となっています。

一方、「高齢者への援助についての意向」では「お互い近所に住むものとして、できる範囲で援助したい」、「福祉に関するボランティア活動への参加意向」では「時間ができたら参加したい」の割合が、それぞれ約4割と高くなっています。特に70歳代の5割以上の人「お互い近所に住むものとして、できる範囲で援助したい」と回答しているほか、「福祉に関するボランティア活動への参加意向」では10歳代の参加意向が高く、若い世代でも「時間ができたら参加したい」と回答した人が4割以上と高くなっており、こうした意向を参加へつなぐ仕組みや環境整備が必要です。

介護や子育て、生活困窮、虐待*等「福祉に関する悩み事の相談先」については、「市役所（保健所を含む。）の相談窓口」が4割台半ばとなっている一方、「どこに相談してよいか分からない」が25.6%となっており、相談先の周知を図るとともに、どんな悩み事も受け止めることができるよう、相談支援体制の更なる充実・強化を図っていく必要があります。

また、「成年後見制度*の認知度」については、「言葉も意味も知っている」が4割、「言葉を聞いたことがある」を合わせると7割となっており、比較的認知度が高まっています。今後は、実際に必要になったときに利用できる環境整備が必要です。

(3) 第三次計画の評価からみる課題

第一次計画から第三次計画までにおける課題等について整理すると、住民自治協議会*や市、市社会福祉協議会等のそれぞれが取り組むべき範囲や業務の見直し、それに伴う、市や

市社会福祉協議会の支援体制の整備、担い手不足等は、第一次計画から今日まで継続して、課題とされています。

特に、平成 27(2015)年 4 月の介護保険法の改正に伴い設けられた新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の実施に当たり、地域福祉ワーカーが生活支援コーディネーター*の業務を担うこととなり、地域福祉ワーカー兼生活支援コーディネーター（以下「地域福祉ワーカー」という。）から負担が増えたとの声があります。

これからの地域福祉を推進するに当たっては、改めて推進基盤（実施主体）についての検討及び役割の整理、並びに市及び市社会福祉協議会においては、具体的な支援策の明示等が求められます。

（４）作業部会において整理した主な地域課題

分類	部会員からの主な意見
地域福祉活動や役員の担い手不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手の発掘や参画の意識付けが必要 ・ 定年延長により、担い手不足がより深刻になった。 ・ 地区役員のなり手がいない。
活動や交流の減少	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同世代の人と交流する場・機会がない。 ・ コロナ禍の影響で地域活動が少なくなった。 ・ 集合住宅の住人が地域の行事に参加しない。
高齢化の進行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者が「まち」へ出ていく。 ・ 一人暮らしの高齢者が増え、自助が難しくなっている。
災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害への備えが必要 ・ 避難行動要支援者への対応に不安がある。 ・ 災害の記憶が風化しないように。
移動の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通院・買い物等の際の移動手段の確保 ・ 運転免許証の返納で将来の移動手段が心配
支え合い活動の減少	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雪かきができずに遠くから来る NPO に頼んでいる。 ・ 住民相互の支え合いが必要
地域福祉の推進体制の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアに頼ることに限界がある。 ・ どこに相談したらよいか分からない。
福祉への理解不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉という言葉のイメージが難しい。
若者の地域参加不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域について考えることがない。 ・ 日常生活で困っていない。
居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年寄が集まっている場だと若い人に思われている。
空き家の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家で居場所づくりをしたいが家賃や光熱費の問題がある。
買物難民の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近くの店がなくなり、買物が困難になった。
独居高齢者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひきこもり高齢者を地域へ引っ張り出す手段が分からない
しきたり・ジェンダー*への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性が表に出ないという意識 ・ 男性の地域デビューが難しい。
共助の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 互助の前に自助のチカラが弱い。

(5) 課題の整理

統計データやこれまでの計画の評価、まちづくりアンケート調査結果及び作業部会で挙げられた地域課題を整理すると、次のとおりです。

① 推進体制の再検討と各主体の役割の明確化

- ・地域福祉推進における住民自治協議会の役割・位置付け、市との関係性の再検討
- ・地域福祉ワーカー及び地域たすけあい事業コーディネーターの役割や位置付けの明確化、連携の強化
- ・地域福祉ワーカーの雇用先の検討
- ・地域福祉圏域と活動内容の整理
- ・地区ボランティアセンターやサロン活動等小地域の拠点の役割や機能の在り方の明確化と活動支援

② 地域福祉活動の担い手の確保、既存資源の発掘・連携

- ・地域福祉活動の担い手確保と負担軽減
- ・2040年の人口構造、福祉ニーズを見据えた支え合い体制の確保

③ つなぎ・コーディネート機能の強化

- ・地域福祉ワーカーの活動への市や市社会福祉協議会の専門的な支援体制の整備
- ・関係分野・機関等の連携の強化
- ・ブロック等のエリアを活用した、地区を越えた連携・協働体制の構築
- ・市の関係各課の連携の強化
- ・地域たすけあい事業コーディネーターの体制の見直し

④ 地域とのつながりの維持・創出

- ・気軽に参加しやすい地域福祉活動に向けた創意工夫
- ・既存制度では狭間となる課題を抱えている者等への声掛け・見守り体制の構築

⑤ 新たな課題・制度等への対応等

- ・非常災害への対応の方策
- ・コロナ禍における住民参加の場や機会確保の方策
- ・重層的支援体制の整備
- ・成年後見制度の利用促進
- ・再犯防止対策の推進

第2章 計画の基本的な考え方

1 目指す将来像（基本理念）

本市の地域福祉計画では、地域に暮らす私たちの生活課題を多角的にとらえて解決につなげ、一人ひとりの生活の質が向上し、夢や希望を持つことができ、自分らしくいきいきと暮らしていけるようになることを目指しています。

そのためには、住民一人ひとりが、かけがえのない人間として、互いに認め合い、支え合い、共に生きていく地域づくりが求められます。

一人ひとりが自分らしくいきいきと、
安心して暮らしていけるように、
認め合い、支え合い、活かし合いながら、
共に生きていく地域社会

【キャッチフレーズ】

誰もが主役 多様性*を認め合い

共に支え合う 地域共生のまち “ながの”

2 基本目標

本計画の将来像を実現するため、次の4つの目標を設定します。

基本目標 1

地域福祉を推進していくための基盤を強化する

地域福祉を担う行政や事業者・関係機関、各種団体等が、それぞれが担うべき役割を理解し、地域福祉の推進に主体的に参画できる体制づくりを目指します。

基本目標 2

一人ひとりの“思い”をつなげ、様々な担い手が有機的に連携できる仕組みを整備する

悩みごとや困りごとを、気兼ねなく相談でき、分野を問わずワンストップで受け止め、多機関協働による包括的な支援体制づくりを目指します。

基本目標 3

一人ひとりの“思い”を受け止め、支え合い活動や福祉サービスの充実を図る

一人ひとりの状況に応じた孤立・孤独から社会的に弱い立場にある人を守り、社会・地域の一員として包み支える体制づくりや質の高い福祉サービスの提供を目指します。

基本目標 4

すべての人の安全・安心な暮らしと人権・権利を守る

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことのできる安全な地域づくりを目指します。

基本目標を達成するための基本的な考え方

基本目標を達成するために共通する地域福祉の基本的な考え方と、地域福祉を推進するために大切にしたい方針を第一次計画から次のとおり踏襲します。

～地域福祉の基本的な考え方～

- 1 一人ひとりがかけがえのない存在です（尊厳の尊重）**
お互いの人権を尊重し、排除されることなく、自分らしく生きることができる環境があること。
- 2 一人ひとりの自己決定が大切です（主体性の尊重）**
本人の意思で生き方や暮らし方を選択・決定でき、その意思を地域社会全体で支え合うこと
- 3 生活を丸ごととらえて 支える視点が必要です（総合性）**
家族や生活を制度によって分解するのではなく、その人の生活をまるごととらえて支えること
- 4 すべての住民が地域づくりの主役です（住民の参画）**
多様な地域住民が主体的に参画し、様々な機関と協働して取り組むこと

～地域福祉を推進するための大切な方針～

- 1 対等で「お互いさま」の関係をつくる（双方向性・相互性）**
誰もがそれぞれの特性を持ち味として、補い合い学び合う「お互いさま」の発想があること
- 2 個別性に合わせて多様に取り組む（多様性）**
一人ひとり異なる住民の個別性に合わせた取組が、多様な担い手により行われること
- 3 身近な地域で よろず何でも揃える（地域密着・多機能化）**
地域の中で必要な相談から支援まで、一通りのサービスが行われる、地域密着型の仕組みをつくること
- 4 つながって、協力し合う（連携・協働）**
多様な担い手、多分野による取組をつなぎ合わせて、総合的にマネジメントすること
- 5 一生を見守り、支え続ける（継続的マネジメント）**
様々な支援方法や取組の開発を含め、一人の一生を継続的に見守り、支え続けること
- 6 無理なくできることから始める（段階的・限定的アプローチ）**
無理なくできることから、段階的に展開していくこと、可能な範囲で参加できる工夫があること

第3章 今後の地域福祉推進体制のあり方

1 地域福祉推進の考え方

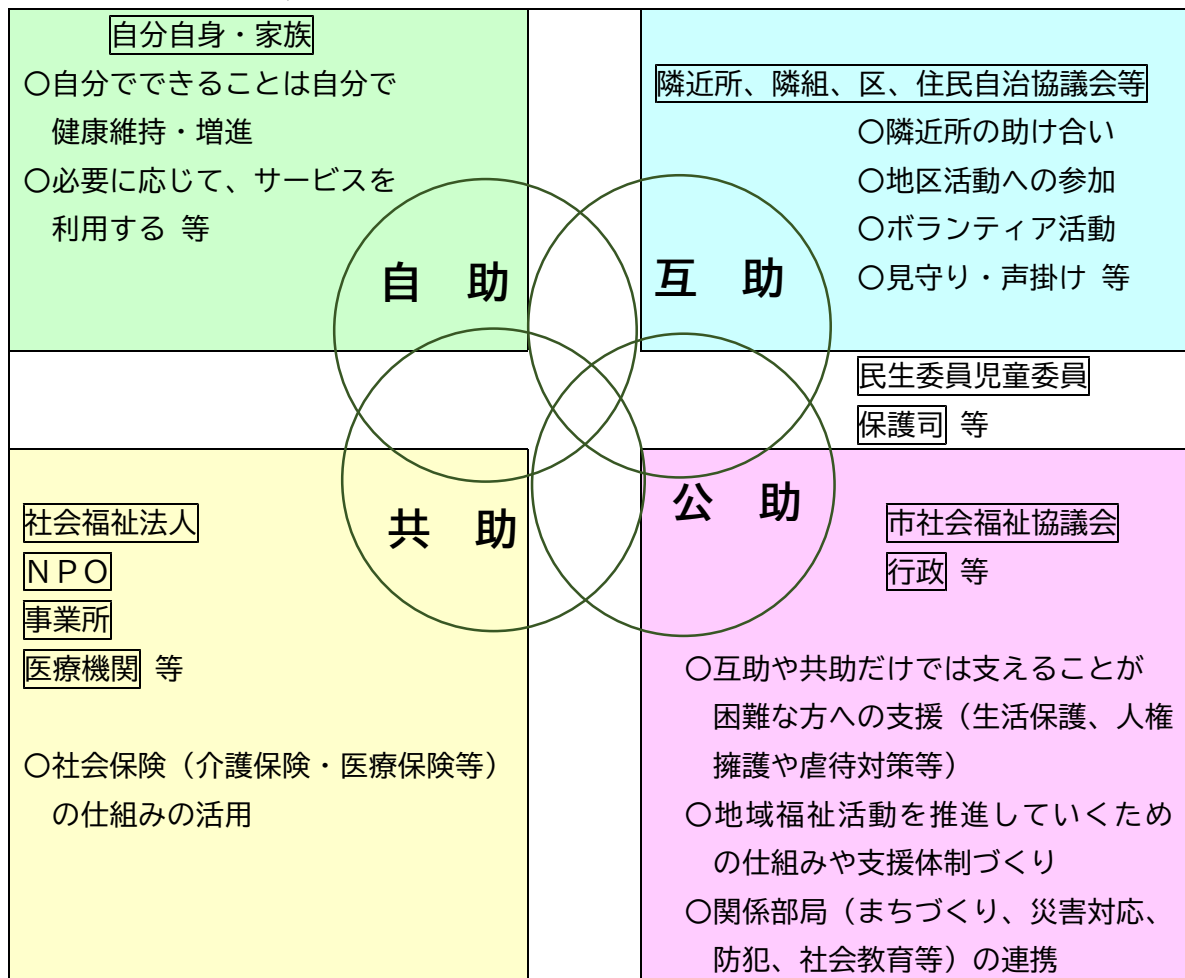
(1) 地域福祉の役割分担

地域福祉とは、それぞれの地域において住民一人ひとりが安心して暮らしていけるように、地域住民や社会福祉関係者、行政等がお互いに協力して、地域課題の解決に取り組む考え方です。

地域課題の解決に当たっては、地域課題に対して、自分でできることは自分で（自助）、自分でできないことは地域で（互助・共助）、地域でできないことは行政で（公助）行うという「補完性の原理」に基づくそれぞれの活動に加え、自助、互助、共助及び公助が互いに重なり合いながら、活動していくことが求められています。

なお、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、単身世帯の増加等により、自助、互助及び共助のチカラが弱まってきている中、市及び市社会福祉協議会は、公助で担うサービスに加え、自助、互助及び共助の活動に対する支援を強化していく必要があります。

地域福祉における自助・互助・共助及び公助の関係



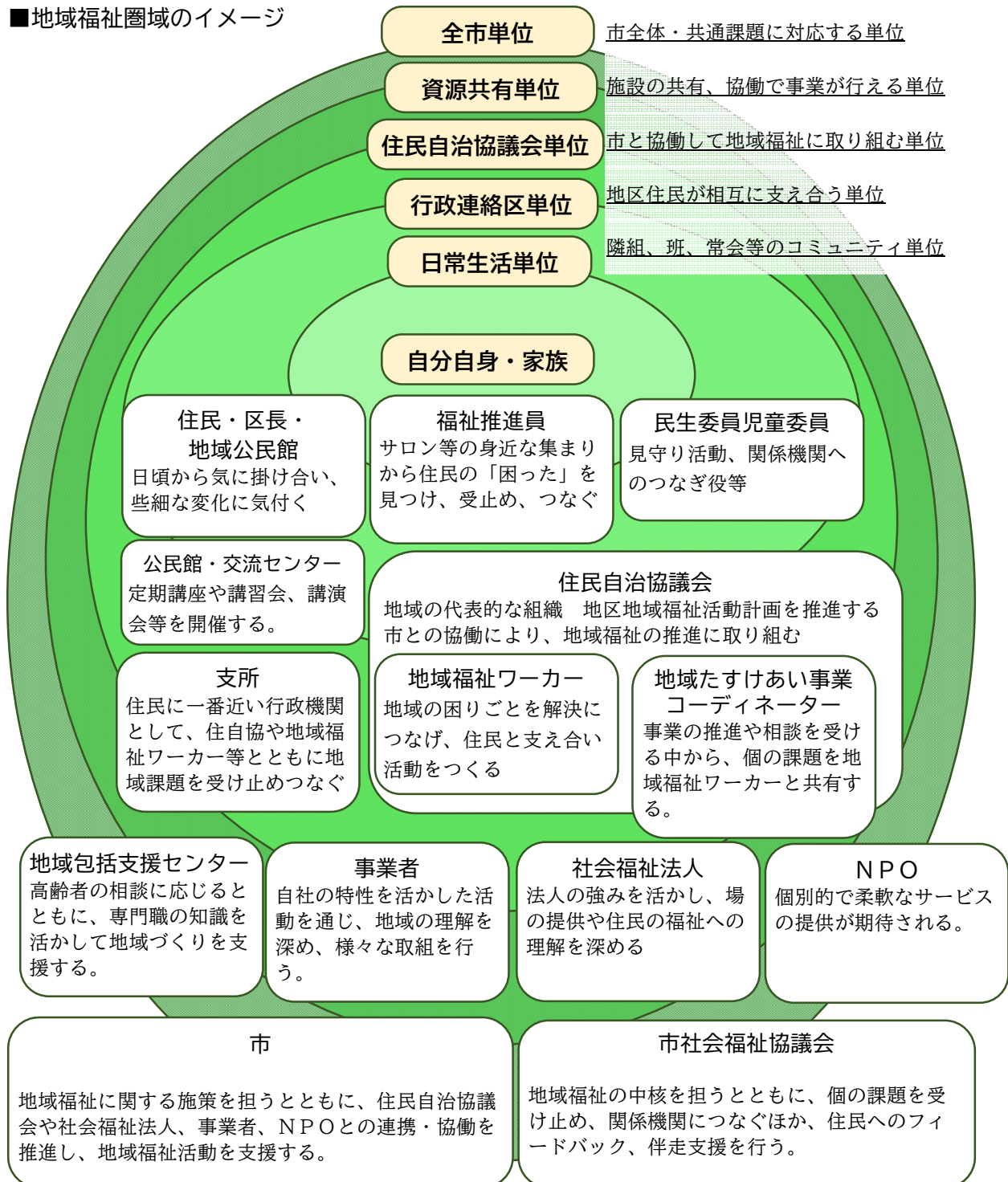
2 地域福祉の推進体制

(1) 地域福祉圏域と期待する役割

地域福祉を推進する体制を構築するため、重層的な各圏域のとらえ方とそれぞれの役割を設定することによって、それぞれの特性を活かした活動の展開を推進します。

地域課題や福祉ニーズは、容易に解決できるものから、課題等が複雑で、解決のために継続的かつ専門的支援が必要なものまで様々であり、課題やニーズに応じ、圏域を越えて重層的な地域福祉活動に取り組むことができる体制づくりを推進します。

■地域福祉圏域のイメージ



■各圏域の概要

圏域	概要・特性
日常生活単位	<p>【隣組、班、常会等のコミュニティ単位】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最も身近な日常生活の範囲で、お互いに顔見知りであり、「気に掛け合う」ことで異変に気づきやすい。
行政連絡区単位	<p>【地区住民が相互に支え合う単位】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区長、福祉推進員、民生委員児童委員等がおり、お互いの顔が分かる。
住民自治協議会単位	<p>【市と協働して地域福祉に取り組む単位】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野市版都市内分権の基本単位であり、地域の代表的な組織 ・地区地域福祉活動計画を策定し、計画に沿って地域福祉活動を展開する。 ・地域福祉ワーカー、地域たすけあい事業コーディネーターが配置されており、地域内の相談や調整機能を持つ。
資源共有単位	<p>【施設の共有、協働で事業が行える単位】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者や活動に応じた地域拠点があり、それぞれの活動が行われている。 ・NPO等により、地区を越えた活動が展開されている。 ・社会福祉施設等に福祉の専門家がおり、専門的な相談に対応できる。
全市単位	<p>【市全体・共通課題に対応する単位】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の策定主体である市・市社会福祉協議会の単位であり、市全体の福祉課題や地域共通の福祉課題への対応ができる。

(2) 各主体に期待する役割

本計画の主な推進主体及び期待する役割は次のとおりです。

主体	期待する役割
住民	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりが、地域福祉を「我が事」と理解し、地域、社会とつながり、支え合い活動等に関心を持ち、協力する。 地域の支え合い活動に積極的に参加する。
隣組、班、常会等	<ul style="list-style-type: none"> 日常のあいさつや回覧等の際の声掛け カーテンが開いているか、夜の電気が点いているか等のゆるやかな見守り。 異変があった際の通報
行政連絡区	<ul style="list-style-type: none"> お茶のみサロン等の小地域での福祉活動 災害時の安否確認や避難支援
民生委員児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、子育て世帯、困窮者等の支援を必要とする人を発見したら関係機関や福祉サービスへつなぐ 災害発生時には、住民の避難生活における相談等、地域を見守る様々な活動
住民自治協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地区地域福祉活動計画の推進 市との協働による地域福祉の推進
社会福祉法人・NPO	<ul style="list-style-type: none"> 各団体の活動を通じて地域福祉を推進する。 地域課題を把握し、各団体や市社協・行政と協働して課題解決を図る。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 地域における重要な社会資源として、福祉サービスの実施や質の確保 社会資源の提供や地域住民の相談を通じて適切な機関へつなぐ。 民生委員児童委員や住民自治協議会等他の主体との連携を図る。 地域の行事への参加や施設開放等を通じ、地域の一員として積極的に関わる中で、事業者が有する知識等を地域に提供する。 NPO、大学等地域の様々な主体と協働し、複雑化・複合化する地域課題の解決を図る。
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 医療や福祉の専門職員が知識を活かしながら「チーム」で地域づくりを支援（地域包括ケアシステムの推進）する。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の中核を担う推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る。住民の自発的な活動の支援やボランティアの育成、地域福祉活動への支援を行うほか、各種団体や事業者等のネットワーク化、福祉共育（教育）*の推進等を行う。 地域たすけあい事業（家事援助・福祉移送）の運営主体、地域たすけあい事業コーディネーターの雇用（地域福祉よろず相談*）
行政・関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 市は、住民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する。 住民や住民自治協議会、関係団体、事業所、市社会福祉協議会等の活動

	<p>の支援、地域福祉を推進する基盤の整備、地域では解決できない課題に対し、関係機関と連携し、必要なサービスを提供する。</p> <p>・包括的な支援体制の整備に向け、重層的支援体制整備事業に取り組む。</p>
--	---

(3) 地域福祉ワーカー等の役割

① 地域福祉ワーカーと地域たすけあい事業コーディネーターの役割

名 称	地域福祉ワーカー	地域たすけあい事業コーディネーター
役 割	主に地域活動への支援	主に個人への支援
所 属	住民自治協議会	市社会福祉協議会
主な業務	<p>地域福祉活動を推進するため、地区地域福祉活動計画に基づき、地区の団体等と連携して、次の業務を行います。</p> <p>① 地域の支え合い活動の創出 ② 地域福祉の担い手の養成 ③ 地域福祉に関する広報活動 ④ 活動の提供主体間の連携体制づくり ⑤ 地域たすけあい事業コーディネーターとの連携</p>	<p>家事援助、福祉移送サービス等の需給調整を行うため、次の業務を行います。</p> <p>① 地域での福祉ニーズの発掘と調査 ② 福祉に関する相談、調整、助言（よろず相談） ③ 関係機関、団体、グループ等との連携調整 ④ 地域たすけあい事業の啓発、情報収集 ⑤ 会員登録 ⑥ 利用会員と協力会員の需給調整 ⑦ 地域福祉ワーカーとの連携</p>

【地域福祉ワーカーの主な業務】

地域福祉ワーカーは

地域の困りごとを

地区の課題／お困りごと

みつける

住民の皆さんとの関わりの中で

- 暮らしの困りごと
- 様々な活動・支援の取り組みを見つける

例)・サロン活動、体操クラブ、オレンジカフェ、
育児サークル等の「活動の場」で声を聞く
・地区役員等との関わりの中で、課題を聞く
・ボランティアや支援の団体の活動を知る

①地域の支え合い
活動の創出

地域たすけあい事業コーディネーターとの連携

個人からの相談、支援のコーディネート
を担う中で、地域の課題を共有し、連携する

- 住民の困りごとの相談窓口(よろず相談)
- 地域たすけあい事業の運用
(家事援助、福祉移送サービス等)
- 地域での福祉ニーズの発掘と調査
- 関係機関、団体、グループ等との連絡調整
- 地域たすけあい事業の啓発情報収集
- 地域福祉ワーカーとの連携

高齢者、障害者、子ども、
共に暮らし続けられる

伝える・わかりあう

地域課題や支援の活動を

住民の皆さんに伝え、支えあう仲間を増やす

- 地域にある困りごと・地域の課題を共有する
- 支えあいの活動や事例等を紹介して、
活動づくりにつなげていく

例)地域福祉活動計画の策定、広報誌・お便り・回覧の作成、
ホームページの活用

③地域福祉に
関する広報活動

支援

【市】

地域活動支援課・支所

- 住民自治協議会の活動を
支援
- 福祉関係課、関係課への
つなぎ役

福祉政策課

- 関係各課、関係団体へのつなぎ役
- 民生児童委員協議会とのつなぎ役
- 地域福祉ワーカー連絡調整会議
- 地域福祉ワーカー補助金

地域包括ケア推進課

- 高齢者の生活支援等サービスの提供体制
の整備を推進
- 主に高齢者に関わる地域づくりの支援
- 介護予防・生活支援検討会の支援
- 地域福祉ワーカー連絡調整会議
- 地域福祉ワーカー補助金

解決につなげるお手伝い役

住民・活動をつなげて、大きな力を生み出す

- 地域の活動・支援と自分が「つながる」
- 様々な活動主体同士を「つなげる」

④地域の提供主体間の連携体制づくり

例) 花の種交換会
活動の情報交換(サロン・体操クラブ)

つながる・つなげる

コミュニティ・ソーシャル
ワーカーの参加

話し合う

地域課題の解決に向けて話し合う

- 地区役員、活動団体、社会福祉施設、NPO、事業者等、地域課題に応じた相手との協議
- 市役所(支所・関連部局)、社協等との検討
例) 地域包括支援センター等との連携・事前検討、検討の場、各部会での検討、地区懇談会の開催

④地域の提供主体間の連携体制づくり



若者等、誰もが地域で
地域共生社会

活動を育む

きっかけづくり

②地域福祉の担い手の養成

住民が活動に参加できる「きっかけ」を作る

- 地域の様々な活動に参加する住民を増やす
- 地域課題を知る・支援に触れる機会を作る
例) 多様な「活動の場」の創出と、住民への紹介、認知症サポーターの養成、男性の地域デビュー

支え合いづくり

①地域の支え合い活動の創出

住民同士での暮らしの「支えあい活動」を推進する

- 支える・支えられるの一方的な関係ではない、お互いさまで「支えあう」地域づくり
- 高齢者、障害者、子ども、若者、施設、店舗等地域に暮らす仲間と連携し、支えあう地域共生社会へ
例) フードドライブ、支えあいマップの推進、ボランティア・担い手の養成、子ども・学生との協働によるまちづくり

支援

【市社会福祉協議会】

連携

- 住民自治協議会や地域福祉ワーカーの進める地域福祉推進事業への支援
- 地域福祉ネットワークづくり
- 地域福祉ワーカー連絡調整会議
- 住民参加の協働活動の支援
- 各種補助金

(4) 地域福祉ワーカーへの支援及び住民自治協議会の負担軽減等

① 地域福祉ワーカーへの支援

地域福祉ワーカーは、地区地域福祉活動計画の策定や地域の支え合い活動の創出等、地域の特性を踏まえた活動を通じ、地域福祉を推進しています。

しかし、第三次計画の評価では「地域福祉ワーカーの負担が大きい」、「地域福祉ワーカーに対する市や市社会福祉協議会の支援が不十分」等の課題が挙げられているほか、令和元(2019)年10月に実施した住民自治協議会運営に係るアンケートにおいても、「福祉関係では、地域福祉ワーカーに事業が集中して大変」、「介護保険制度の改正により地域福祉ワーカーに生活支援コーディネーターの役割が加わり、専門性が増し、負担になっている」等の意見が挙げられています。

これらの意見を踏まえ、第三次計画において地域福祉ワーカーの新たな役割として位置付けた生活支援コーディネーターについて、地域福祉ワーカーと分離することを含め検討してきましたが、双方の役割の大部分が重複しており、分離させることが困難であるため、当面の間は、地域福祉ワーカーと生活支援コーディネーターの兼務を維持します。

一方、生活支援コーディネーターの役割が増えたことで負担が増しているとの意見もあることから、地域福祉ワーカーの役割を明確にするとともに、地域住民や関係機関等が役割の理解を深め、関係各課や支所、関係機関が連携して地域福祉ワーカーへの支援体制を充実することで、負担の軽減を図ります。

また、本計画を推進する中で、地域福祉ワーカーが担うことが困難な役割を精査し、生活支援コーディネーターに求める機能とその配置について、継続して検討します。

現在、高齢者分野においては、地域福祉ワーカーと地域包括支援センター*や支所等が協働して地域課題を集約し、住民自治協議会の各部会等と連携して課題解決に向けた検討や支え合い活動の創出に取り組む動きが始まっています。

高齢者以外の障害者、子ども及び生活困窮等の分野についても同様に、地域福祉ワーカーと連携し、支え合い活動の創出に向けて協働するために、地域の特性等に応じた複数のブロックに分けて、市の高齢者、障害者、子ども及び生活困窮の各担当課と、各地域において地域福祉活動を推進している者、社会福祉施設やNPO、事業者等を含めた幅広い方々の中から、開催時のテーマに沿った参加者にご参加いただき、地域福祉に関する情報共有、課題抽出、取り組みにおける連携を推進します。

さらに、市社会福祉協議会は、令和4(2022)年度から専門的知識を有するコミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW)*を2名配置することにより、地域福祉ワーカーを支援します。なお、コミュニティ・ソーシャルワーカーの全市的な配置については、必要性を含め、配置人数や管轄地域区分等様々な議論が必要であると考えられることから、今後、住民自治協議会の7ブロック*ごとに配置すること等について、具体的に検討します。

また、高齢者、障害者、子ども及び生活困窮分野の市担当者によるチームを編成し、バックアップしていきます。

この他に、各地区において地区の枠を越えた地域資源の共有・地域のネットワーク作りを支援するためにコミュニティ・ソーシャルワーカーや地域福祉活動を推進する者及び各担当分野の市担当者によるチームが参画する、(仮称)地域福祉ネットワーク会議を開催し、福祉に関する情報を共有し、地域課題の解決に当たります。

② 住民自治協議会の負担の軽減

令和元(2019)年10月に実施した「住民自治協議会の運営に係るアンケート」では、市からの依頼事務のうち、「民生委員児童委員候補者の推薦」等の人選に係る事務や「地域福祉推進事業補助金」の申請等、福祉に係る事務への負担が大きくなっていきます。この他にも地域福祉ワーカーや事務局職員を含めた労務管理等が負担となっています。

市では、持続可能な住民の福祉の増進に資する取組が行われることを目指して、民生委員児童委員等の各種委員の役割や活動内容への理解が深まるよう広く市民に周知していきます。また、民生委員児童委員の活動を支援する「活動の目安と考え方に関するQ & A」を作成していきます。

地域福祉ワーカーについては、市社会福祉協議会等が地域福祉ワーカーを雇用することを含め、地域福祉の推進に向けて最も適切な方法を、住民自治協議会の意向を伺いながら、検討を進めます。

③ 地域福祉の新たな担い手の調査研究

少子高齢化や定年延長により、地域福祉活動の担い手の確保がより困難になることが予想されることから、引き続き、福祉共育(教育)を推進し、ボランティア養成の充実に努めるほか、社会福祉法人やNPO、事業者等との連携・協働や、コミュニティ・ビジネス*等について調査研究していきます。他にも令和2(2020)年に制定された労働者協同組合法(令和2年法律第78号)*を活用して、担い手不足が叫ばれる地域運営につなげることについても、調査研究していきます。

④ 生活支援体制整備事業*の柔軟な運用

平成27(2015)年4月の介護保険制度の改正に伴い、各住民自治協議会に対して地域福祉ワーカーと生活支援コーディネーターの兼務とともに、「介護予防・生活支援検討会*の設置」「支え合い計画の策定」及び「住民主体サービスの立ち上げ」について依頼をしてきました。しかし、本制度に関する市からの説明が不十分であったことから、住民自治協議会や地域福祉ワーカーの負担につながっている実態があります。

地域福祉の推進の観点から、「介護予防・生活支援検討会」については、地区の中で地域課題等を検討するのに相応しい場(検討の場)を設けることでも可能とします。また、地域包括支援センターが高齢者を中心とした地域課題の発見・把握や、地域づくり・資源開発を行うために開催する「地域ケア会議」と参集者・課題が重複することが多いことから、地域包括支援センターと連携した一体的な実施を可能とし、各地区の体制に応じた柔軟な対応も推

奨めていきます。

次に「支え合い活動計画」については、支え合い活動の推進を目指し、策定を依頼していましたが、各地区で策定している「地域福祉活動計画」に内容が包括されている場合には、新たな「支え合い活動計画」の策定は不要とします。

また、「住民主体サービスの立ち上げ」に関しては、住民同士の支え合い活動を育む土壌となる「住民活動」の創出と活動の支援に重点を置くこととします。住民活動の高まりの中から「住民主体サービス」の実施を希望する団体が現れた際には、市が介護保険制度の中で支援していきます。

住民自治協議会だけでなく、市関係各課や、市社会福祉協議会、地域の社会福祉法人、NPO、事業者等が連携・協働する中で、多様な住民活動の創出と、活動継続を支援する取り組みを実施していきます。

【生活支援体制整備事業の検討イメージ】

事前検討

相談する中心メンバーで課題を持ち寄り検討

地域福祉ワーカー（生活支援コーディネーター）	市社会福祉協議会 CSW
地域たすけあい事業コーディネーター	地域包括支援センター
市：支所	市関係各課

地域の主要メンバー【例＝住民自治協議会の代表、民生委員児童委員の代表等】

提起された地域課題を、まずは中心メンバーで検討。ある程度まで「課題の集約」や「取り組みの方向性」を話し合った上で、誰と・どこで話すかを協議

検討の場

検討する課題内容ごとに、集めるメンバーや実施方法を変更

例) 健康福祉部会

例) 民生委員児童委員

例) 従来の検討会

第2部 各論

第4章 施策の展開

施策の体系

基本目標 1

地域福祉を推進していくための基盤を強化する



基本目標 2

一人ひとりの“思い”をつなげ、様々な担い手が有機的に連携できる仕組みを整備する



基本目標 3

一人ひとりの“思い”を受け止め、支え合い活動や福祉サービスの充実を図る



基本目標 4

すべての人の安全・安心な暮らしと人権・権利を守る



1-1 地域福祉を推進する体制の再構築

1-2 地域福祉を推進する担い手や資源の創出

1-3 学び合い、共に育つ「福祉共育（教育）」の推進

2-1 多様な主体が連携・協働する体制の構築・強化

2-2 どんな悩みも「受け止め」「つなぐ」包括的な支援体制の整備

3-1 地域社会とのつながりの維持・創出

3-2 地域で見守り、地域で支える体制の充実

3-3 福祉サービスの充実と質の向上

4-1 災害時の安全・安心の確保、被災後のコミュニティ支援

4-2 生活困窮者自立支援の充実

4-3 成年後見制度の利用促進

4-4 権利擁護の推進

4-5 再犯防止対策の推進

基本目標 1 地域福祉を推進していくための基盤を強化する

1-1 地域福祉を推進する体制の再構築

■目指す姿

地域福祉を担う各種団体や関係機関、専門的人材等が、それぞれが担うべき役割を理解し、地域福祉の推進に主体的に参画できる体制が整っています。

【評価指標】

指標	基準（R2）	目標（R8）
地区地域福祉活動計画の見直し、改定等に取り組んでいる地区数	32地区	32地区

※住みよいまちづくりを目指すために、地域の実情や特性、ニーズ等を考慮し、各地区で策定する地区地域福祉活動計画の実施・評価・改定等に取り組んでいる地区数を評価指標とします。

■現状

【背景・課題】

- ・本市では、多くの住民自治協議会で地域福祉ワーカーを配置し地域福祉を推進しています。
- ・住民自治協議会をはじめ、各主体の役割が明確でない、またその役割が大きい、地域福祉ワーカーへの期待が大きい反面、専門的な知識がないと対応できない、地域によって活動に差がある等の指摘があります。

【取組状況・工夫】

- ・住民自治協議会では、地区地域福祉活動計画を策定し、地域における活動の活性化に向けて計画的に取り組んでいます。
- ・市社会福祉協議会では、住民自治協議会の支え合い活動に対する補助やセミナー・関係者会議の開催、地域支援担当職員の配置等を行っています。また、地区地域福祉活動計画を策定・改定等の際にも、導入部分から地域課題の洗い出し、計画骨子等の策定まで、地域とともに考え、支援しています。
- ・市では、「長野市都市内分権基本方針」を策定し、住民自治協議会の活動が持続可能な住民活動となることを目指しています。
- ・社会福祉施設や事業所、学校等が、スペースの貸出し、地域住民への開放、行事・イベント等への協力・共同開催、利用者との交流等、地域福祉活動や交流拠点として活用されています。

【必要な取組・支援】

- ・地域福祉を推進する各主体の役割を明確にしていく必要があります。
- ・住民自治協議会の地域福祉活動に対応するよう関係部局の相互連携・調整を行い、地域の特性に応じた地域福祉の推進を図っていく必要があります。

■施策の展開

(1) 住民自治協議会への支援の強化

地域福祉の担い手のひとつである住民自治協議会の活動に対し、地域と行政の役割分担を明確にするとともに各地区の実情に応じ、独自性や自主性に配慮しながら、主体的かつ持続可能な地域のための課題の見える化や解決に向けた既存事業の見直し、新規事業の開始等支援の充実を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署
長野市都市内分権基本方針の策定・推進	地域活動支援課
コミュニティ・ソーシャルワーカーの配置	市社会福祉協議会
(仮称) 地域福祉ネットワーク会議の設置・開催	福祉政策課 市社会福祉協議会
福祉担当部会関係者会議の開催	市社会福祉協議会
地域福祉推進セミナーの開催	市社会福祉協議会

(2) 地区地域福祉活動計画の策定・推進支援

住民自治協議会が策定する地区地域福祉活動計画の検証・見直しを支援するとともに、新型コロナウイルス感染症や令和元年東日本台風災害の影響等、社会情勢を踏まえた計画策定及び計画に基づく取組の推進に向けた助言等を行います。また、計画の周知に向けた広報等の支援を行います。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署
地区地域福祉活動計画策定、進捗管理の支援及び新たな課題に対する取組の開発等	福祉政策課 市社会福祉協議会
地域福祉活動振興事業	市社会福祉協議会
広報誌・ホームページ等を通じた周知	地域活動支援課 福祉政策課 市社会福祉協議会
地区懇談会への助成及び推進	市社会福祉協議会

(3) 地域福祉推進拠点の整備・活用の推進

地域の公的施設において、地域福祉活動の場や地域福祉に係る情報発信、ボランティアセンター等、地域福祉を推進するための拠点としての機能の整備を促進し、その活用を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署
市有施設の空きスペースの活用の検討	関係各課※
地区ボランティアセンター等設置経費補助	市社会福祉協議会

※関係各課：現時点で定まっておらず、庁内で調整する場合、関係各課と表示します。

■市民・地域・事業者に期待する役割

<p>市 民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉やその推進体制について関心を持ち、自分の地域の身近な活動について知ります。 ○ 地域住民の誰もが、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識のもと、住民の福祉の増進に向けた活動を推進します。 ○ 住民自治協議会が策定する地区地域福祉活動計画に基づく取組に積極的に参画します。
<p>地 域 (住民自治協議会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区地域福祉活動計画を策定し、計画に基づき住民主体の支え合い活動を推進するとともに、様々な機会や媒体を通じて、地区活動計画や活動の周知に取り組みます。地区活動計画の推進及び評価に当たっては、地域住民や福祉関係者、地区の役員をはじめ多様な主体の参画を得ながら検証や見直しを行い、課題やニーズに対応した取組につなげます。 ○ 地域団体は、住民自治協議会等が行う支え合い活動や地区活動計画に基づく取組に積極的に参画します。 ○ 行政や専門機関からフィードバックされた個別課題に対し理解を深め、地域でできることを考えます。 ○ 地域福祉ワーカーは、住民の福祉の増進に向けた活動を育みます。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供事業者は、保有する資源や専門的な知見を地域福祉の推進に積極的に活用します。 ○ 地域で行われる支え合い活動や地区活動計画に基づく取組に積極的に参画します。

※市 民…長野市在住又は長野市に通勤・通学する人を指します。

※地 域…住民自治協議会や自治会、老人クラブ、育成会、商工団体、ボランティア団体、民生委員児童委員等、地域で活動する各種団体及び福祉関係者を指します。

※事業者…社会福祉法人やNPO、民間企業・事業所等地域で事業活動を行う団体を指します。

1-2 地域福祉を推進する担い手や資源の創出

■目指す姿

多くの市民や団体が地域福祉の担い手として活躍しています。また、地域福祉を牽引するリーダーやキーマンが様々な支援を受けながら育っています。

【評価指標】

指標	基準（R2）	目標（R8）
福祉に関するボランティア活動に「参加したい」と思う市民の割合（まちづくりアンケート）	49.5%	54.5%

※参加者数を増やすことで、より身近に福祉を感じてもらい、理解を広げるため、本指標を評価指標とします。

■現状

【背景・課題】

- ・人口減少、少子高齢化が進む一方で、地域の福祉ニーズは増大し、かつ多様化してきており、地域福祉の担い手不足が課題となっています。
- ・地域福祉ワーカーの専門的な知識の必要性や負担の増加についての意見が聞かれるほか、担い手やその活動に対し、行政からの支援の必要性が指摘されています。
- ・定年延長等により現役世代の地域との関わりが薄くなっており、若者も含め、幅広い世代の参画促進が課題となっています。

【取組状況・工夫】

- ・地域の人材に様々な場での講話や講演会での協力を依頼しています。
- ・子どもが多く参加する行事等を通じて、若い世代の地域活動への参加を促進しています。
- ・地区の役員を確保するため、選出委員会を設置している地区やルール化している地区、役員終了後に応援ボランティアメンバーとして登録していただいている地区等があります。
- ・ボランティア等の担い手同士の交流機会づくりや、趣味を通じて地域デビューを促進する等、楽しく継続した取組につなげています。

【必要な取組・支援】

- ・地域福祉の担い手に対する支援の充実や自治会役員等、地域活動を牽引するリーダーの育成・確保を図っていく必要があります。
- ・ボランティアをしたいと考えている人が実践に移すことができるための仕掛けや、支援したい人と支援が必要な人とをつなげるための体制・機能の強化を図っていく必要があります。
- ・人材バンクの構築やSNS*の活用等、地域で活躍する人材を幅広い分野、場で活用する仕組みづくりが必要です。
- ・市は、地域共生社会実現のため、地域の課題を地域福祉の担い手となる方へフィードバックし、専門機関、事業者や地域住民全体で課題解決に向けた取り組みが進むよう支援していくことが必要です。

■今後の方向

(1) ボランティアの育成・活動支援

高齢者や障害のある人も含め、多様な人材がボランティアに携わるための支援や活動の場の充実を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署
長野市ボランティアセンターの運営	市社会福祉協議会

(2) 多様な担い手の発掘・育成

自治会や地域団体の役員等、地域活動を牽引するリーダーやキーマンを含めた人材の発掘・育成に向け、各種講座・研修の開催、事例紹介・情報提供等の支援を行います。

また、役員やボランティアだけでは限界があります。同時に事業者には社会的責任を果たすために地域貢献をしたいところが増えていますが、地域につながっていません。そこで、事業者等を取り込み、地域につなげていくことで、多様な担い手を発掘し、育成していきます。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署
ながのシニアライフアカデミー運営	高齢者活躍支援課
長野県シニア大学との連携	市社会福祉協議会
多様な担い手の発掘・育成	市社会福祉協議会

(3) 地域福祉ワーカーの活動支援

地域福祉ワーカーに対し、研修機会の提供や活動に対する助言、各地区の地域福祉ワーカー同士の情報交換や連携促進等の支援を行います。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署
地域福祉ワーカー連絡調整会議（学習会・情報交換会）の開催	福祉政策課 地域包括ケア推進課 市社会福祉協議会
スキルアップ講座の開催	市社会福祉協議会
地域福祉ワーカー（生活支援コーディネーター）雇用経費補助	福祉政策課 地域包括ケア推進課
コミュニティ・ソーシャルワーカーの配置（再掲）	市社会福祉協議会
（仮称）地域福祉ネットワーク会議の設置・開催（再掲）	福祉政策課 市社会福祉協議会

(4) 民生委員児童委員等への支援の強化

民生委員児童委員の活動内容の周知を図り、市民の理解や協力を促進します。

また、個の課題を地域で考えてもらえるよう、個人情報に配慮しながら、個別相談を地域福祉ワーカー、地域たすけあい事業コーディネーターや地域包括支援センターとの検討の

場で共有し、専門機関へつなぐほか、「活動の目安と考え方に関するQ & A」を作成し、民生委員児童委員の活動を支援します。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
長野市民生委員児童委員協議会の運営	市社会福祉協議会
民生委員児童委員の活動の周知	福祉政策課
活動の目安と考え方に関するQ & Aの作成	福祉政策課
民生委員児童委員を対象とした研修会の開催	福祉政策課 市社会福祉協議会
福祉総合相談事業（きぼう相談、専門相談、福祉総合相談）	市社会福祉協議会

■市民・地域・事業者に期待する役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のボランティア活動等に関する情報収集を行い、家族や友人、知り合いに声を掛けながら積極的に参加します。
地 域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域団体の役員や活動を牽引するリーダーやキーマンの育成・確保に創意工夫を行います。 ○ 参加者同士の交流機会の確保を図る等、楽しく継続して活動できるための取組を推進します。 ○ 多様な媒体を活用して活動状況を積極的に発信し、住民の興味関心を持ってもらい、参加を促します。 ○ 元気な高齢者や障害のある人等、多様な担い手が参加しやすい支え合い活動を行います。 ○ ボランティア講座等を開催し、多様な担い手を養成します。 ○ 地域の社会福祉法人やNPO、事業者等と連携・協力して、担い手の確保や協働による地域福祉活動を推進します。 ○ 地域の福祉課題の共有や相互の活動や役割の理解に向けて、民生委員児童委員と福祉関係者との情報交換の機会を設けます。 ○ 地域福祉ワーカーは、地域の社会福祉法人やNPO等の社会資源を把握し、市社会福祉協議会が行う多様な担い手の発掘・育成に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会貢献の一環として、地域福祉の担い手として活動します。 ○ 地域が主体となっていく活動に積極的に協力・参加します。

1-3 学び合い、共に育つ「福祉共育（教育）」の推進

■目指す姿

様々な体験や交流、学習等を通じて地域福祉に対する理解を深め、多様性を認め合いながら、一人ひとりができることについて考え、行動しています。

【評価指標】

指 標	基準（R2）	目標（R8）
福祉に関するボランティア活動に「参加したい」と思う市民の割合（再掲）	49.5%	54.5%

■現状

【背景・課題】

- ・地域共生社会の実現のためには、住民一人ひとりが「我が事」としてとらえることが重要となっています。
- ・地域住民が地域福祉に興味を持ち、理解が深まるような取組の実施が求められています。

【取組状況・工夫】

- ・関係団体・機関との協力により、地域や学校等において「福祉共育（教育）」を推進しており、その活動の輪が広がってきています。
- ・福祉事業所では、地域住民や学校等のボランティアの受け入れを行い、体験機会を提供しています。
- ・小・中学校では、地域人材の協力を得て、様々な講話を聴くことや、体験・交流する機会を創出しています。
- ・地域では、福祉に関する研修会や講演会を開催しているほか、地域の学校や施設等と連携した取組を推進しています。また、地域の回覧版に現在の状況をPRし、地域の状況や福祉課題についての理解促進を図っています。

【必要な取組・支援】

- ・子どもの頃から様々な体験や交流を通じて福祉意識の醸成や多様性を認め合うことができるための取組を推進していく必要があります。
- ・様々な世代や障害の有無に関わらず交流できる機会を充実させていくため、小地域の拠点を整備することで、福祉に接する機会を増やし、理解を深めることが必要です。

■今後の方向

(1) 「福祉共育（教育）」の充実

学校や地域において、世代や障害の有無に関わらず、多くの住民が参加し交流する中で、お互いに学び、認め合う「福祉共育（教育）」の充実を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
福祉教育普及校の指定及び普及校会議の開催	市社会福祉協議会
福祉共育のつどいの開催	市社会福祉協議会
地区社会福祉大会の助成	市社会福祉協議会
スポーツ・文化活動等を通じた福祉共育の推進	障害福祉課 スポーツ課

(2) 広報・意識啓発の推進

広報誌等への啓発記事の掲載やリーフレットの作成・配布、各種講演会やセミナー、イベントの開催等を通じて、地域福祉への関心を高めます。また、福祉を身近に感じてもらえるような行政連絡区等、小地域の拠点を整備することで、福祉に対する特別感を払拭し、理解を深めます。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
地域福祉に関する講演会・セミナーの開催	市社会福祉協議会
広報誌等への啓発記事の掲載	福祉政策課 市社会福祉協議会
障害者週間事業	障害福祉課
障害理解に関するリーフレットの配布	障害福祉課
認知症サポーター養成講座	地域包括ケア推進課
ゲートキーパー*養成講座	保健所健康課
小地域の地域福祉拠点の整備	市社会福祉協議会

(3) ボランティア体験機会の充実

各種講座・研修の実施や参加促進、ボランティア活動に関する情報提供等により、ボランティア活動を体験する機会の充実を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
地域づくり・ボランティア講座の開催	市社会福祉協議会
サマーチャレンジボランティア事業	市社会福祉協議会

■市民・地域・事業者に期待する役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域や学校等で行われる「福祉共育（教育）」や各種講演会、セミナー等に積極的に参加し、人権・福祉に関する理解を深めます。 ○ 児童・生徒は、学校の授業等における福祉共育（教育）・ボランティア学習の機会を通じて、人権や福祉に関する理解を深めます。
地 域 (住民自治 協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政や学校等と連携し、地域における「福祉共育（教育）」の場を積極的に設けるとともに、地域住民の参加を促します。 ○ 社会福祉法人や事業者等と連携し、既存の住民福祉大会等を活用し、様々な年代や多様な住民が参加し、交流できる学びの場づくりに努めます。

	<p>○ 地域福祉ワーカーは、地域における社会資源の把握に努めるとともに、地域福祉懇談会等において、多様な地域課題を話し合い、解決に向けた住民相互の理解が進むように取り組みます。</p>
事業者	<p>○ 地域や学校等と積極的に連携を図るとともに、専門的な視点からの福祉共育（教育）の提案や、保有する資源を活用する等、「福祉共育（教育）」の推進に協力します。</p>

基本目標 2 一人ひとりの“思い”をつなげ、様々な担い手が有機的に連携できる仕組みを整備する

2-1 多様な主体が連携・協働する体制の構築・強化

■目指す姿

地域福祉に携わる関係機関・団体等が地域における福祉課題を共有し、その解決に向けて連携・協働して取り組んでいます。

【評価指標】

指標	基準（R2）	目標（R8）
コミュニティ・ソーシャルワーカー配置人数	0人	7人

※専門的知識を活かし、地域福祉活動をサポートするコミュニティ・ソーシャルワーカーの配置人数を評価指標とします。

■現状

【背景・課題】

- ・多様な主体が支え手として関わっていく中で、担い手同士が連携し、協働して取り組んでいくことが重要になっています。
- ・各種団体や事業者、商店等の取組や協力が個別になっており、連携・協働できるきっかけや仕掛けが必要です。
- ・連携・協働を推進していくためには、情報共有の場の確保や充実、成功事例の水平展開が重要です。

【取組状況・工夫】

- ・地区内で関係機関・団体や事業所等によるネットワークを構築し、情報交換・意見交換を行っています。
- ・公民館・交流センターと住民自治協議会、地域包括支援センター等が年間計画を持ち寄り、行事を共催する等、地区内での連携を図っています。

【必要な取組・支援】

- ・多機関・多職種によるネットワークの強化を図っていく必要があります。
- ・地区内における多様な担い手の連携体制の構築・強化を支援していく必要があります。
- ・同じ福祉課題を持つ複数地区での連携した取組を促進するためにも、地区間での情報共有の場の確保が必要です。

■今後の方向

（1）多機関・多職種による連携体制の強化

地域の福祉課題の把握や地域資源の発掘、包括的な支援を推進するため、福祉分野をはじめ、保健・医療、教育、就労、司法等、様々な分野の多機関・多職種が連携して取り組むことができる体制の構築・強化を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
多機関の協働による包括的支援体制構築事業	福祉政策課 生活支援課 地域包括ケア推進課 障害福祉課ほか 市社会福祉協議会
地域ケア会議の開催	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
長野市在宅医療・介護連携推進会議の開催	地域包括ケア推進課 保健所総務課 医療連携推進課
長野市障害ふくしネットの機能強化	障害福祉課
ひきこもり支援事業	福祉政策課 保健所健康課 社会福祉協議会

(2) 地区内の連携・協働体制の充実

各住民自治協議会における地域福祉の担い手が連携し、情報共有、意見交換を行いながら、きめの細かい活動ができるよう支援します。また、コミュニティ・ソーシャルワーカーを配置することで、1地区では解決できない課題に対しても取り組みます。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
地区民生委員児童委員理事会への職員派遣	福祉政策課 市社会福祉協議会
コミュニティ・ソーシャルワーカーの配置（再掲）	市社会福祉協議会
福祉推進員への支援	市社会福祉協議会
ボランティア・地域活動拠点の整備	市社会福祉協議会

(3) 地区を越えた連携・協働体制の充実

各地区で行われている活動の情報共有や複数の地区で取り組むべき課題への対応に向けて、地区を越えて連携・協働し、発掘した資源を複数地区で活用できる体制づくりを推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
(仮称) 地域福祉ネットワーク会議の設置・開催（再掲）	福祉政策課 市社会福祉協議会
福祉担当部会関係者会議の開催	市社会福祉協議会
コミュニティ・ソーシャルワーカーの配置（再掲）	市社会福祉協議会

■市民・地域・事業者に期待する役割

市民	○ 地区の情報交換会や連携した取組等に積極的に参加します。
地域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区課題を情報共有し、意見交換を行いながら多様な担い手と連携したきめ細かい活動を行うために、関係機関を交えた地区懇談会を行います。 ○ 地区地域福祉活動計画の策定や進行管理を通じ、地域ニーズの把握と連携体制の構築・強化を図ります。 ○ (仮称)地域福祉ネットワーク会議に参加し、共通の福祉課題をもつ地区等と連携し、課題の共有や資源の活用、協働による取組を推進します。 ○ 地域福祉ワーカーは、役員や各種団体だけでなく、市社会福祉協議会が発掘・育成する多様な担い手(地域の社会福祉法人やNPO、事業者等の社会資源)を含めた地域の担い手間の連携を図り、地域課題に協働して取り組む体制の構築を図ります。 ○ 福祉推進員は、サロン活動等を通して行政連絡区内の福祉課題の把握や発見に努め、福祉ニーズを関係機関等へ伝達するとともに、民生委員児童委員と連携し日常的な見守り活動を行います。
事業者	○ 地域福祉の担い手の一人として、地区地域福祉活動計画の策定や(仮称)地域福祉ネットワーク会議に積極的に参加します。

◆取組事例◆ むしくらネットワーク 中条地区

地域ぐるみの日常적인見守りや地域の困りごとなどを話し合うため、住民・民間事業者・ボランティア等の複数の機関により「むしくらネットワーク」を組織し、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。



2-2 どんな悩みも「受け止め」「つなぐ」包括的な支援体制の整備

■目指す姿

困りごとがあったら気兼ねなく相談でき、多機関協働により連携した支援が受けられる体制が整備されています。

【評価指標】

指 標	基準（R2）	目標（R8）
重層的支援体制整備事業の実施	未実施	実施

※重層的支援体制整備事業の実施の状況を評価指標とします。

■現状

【背景・課題】

- 人口構造や世帯構成、社会経済情勢の変化等を背景に、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー等、個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化してきています。
- 国は、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を創設しました。
- 生活課題の把握・明確化や制度の狭間のニーズへの対応が課題となっています。

【取組状況・工夫】

- 各分野の包括的な相談窓口として、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、子育て世代包括支援センター、子育てコンシェルジュ*（こども広場）、こども相談室、生活就労支援センター（まいさぽ長野市）を設置し、運営しています。
- 市社会福祉協議会に委託し、高齢、障害、子育て、生活困窮等多分野・多機関に渡る福祉に関連する相談を包括的に受け止め、関係する支援機関につなぐとともに、連携して支援を行えるようにすることで、福祉に関する課題を抱えた個人、世帯が、何れの支援機関に相談しても、複数の機関から適切な支援を受けられるための体制整備に取り組んでいます。

【必要な取組・支援】

- 複雑化・複合化した福祉ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえた体制の整備に取り組んでいく必要があります。

■今後の方向

（1）身近な相談支援の充実

住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、一人ひとりの多様なニーズに応じ、きめ細かな支援につなげる相談支援体制の充実を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
地域包括支援センター（高齢者の総合相談）	地域包括ケア推進課

障害者相談支援センター事業	障害福祉課
ながの版 <u>ネウボラ</u> *（子育て世代包括支援センター）	保健所健康課
子育てコンシェルジュ（こども広場）	保育・幼稚園課
自立相談支援事業	生活支援課
こども相談室事業	子育て支援課・こども相談室
民生委員児童委員活動への支援	福祉政策課 市社会福祉協議会

（２）相談支援体制の充実

複雑化・複合化した課題に対応できるよう、本人・世帯の属性や世代を問わず包括的な相談支援体制の構築を検討するとともに、支援が届いていない人に支援を届けるための取組を推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署
多機関の協働による包括的支援体制構築事業（再掲）	福祉政策課 市社会福祉協議会 関係各課
アウトリーチ*等を通じた継続的支援	関係各課

（３）重層的支援体制整備事業への取組

平成 29(2017)年の社会福祉法の改正により、包括的な支援体制の整備について規定が設けられ、市町村は、その体制を整備していくことになりました。また、国では、令和元(2019)年に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（以下「地域共生推進検討会」という。）を設置し、同年 12 月に最終とりまとめを公表しました。地域共生推進検討会では、市町村における包括的な支援体制の整備のあり方として、「断らない相談支援」、「参加支援*」、「地域づくりに向けた支援*」の 3 つの分野横断的な支援による新たな事業の創設が提言されました。この提言を受け、令和 2 (2020)年 6 月の社会福祉法の改正により、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項に規定される市町村における包括的な支援体制を整備するための具体的な事業として位置付けられており、同法第 106 条の 4 第 2 項には、本事業を構成する、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」に加え、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働」及び「支援プランの作成」の 6 つの事業が規定され、これらを一体的に実施する事業であるとされています。

本市においては、高齢者分野の支援体制としては、市内 20 箇所の地域包括支援センター、障害者の分野では、障害者相談支援センター、子どもの分野では、子育て支援課こども相談室、生活困窮の分野では、長野市生活就労支援センター（まいさぼ長野市）等で、分野別に相談に応じる一方、各分野にまたがる複雑化・複合化した課題に的確に対応するため、令和 2 (2020)年度から、国の「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」として、市社会福祉協議会に相談支援包括化推進員を配置し、困難事例に対応しています。この事業は、令和 3 (2021)年度からは、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」のモデル事業と位置付けられています。

令和6(2024)年度から重層的支援体制整備事業への移行を目途に、令和3(2021)年度現在では、庁内関係課による検討会や庁外の関係支援機関等による意見交換会による検討を進めています。

【重層的支援体制整備事業への移行スケジュール案】

令和3年度	庁内推進検討会の設置、庁外関係支援機関との意見交換会等
令和4年度	重層的支援体制整備事業実施計画の策定、関係機関や地域等への説明会開催
令和5年度	移行に向けた関係機関等との連携体制の構築、新規拡大事業の準備等
令和6年度	長野市版「重層的支援体制整備事業」開始

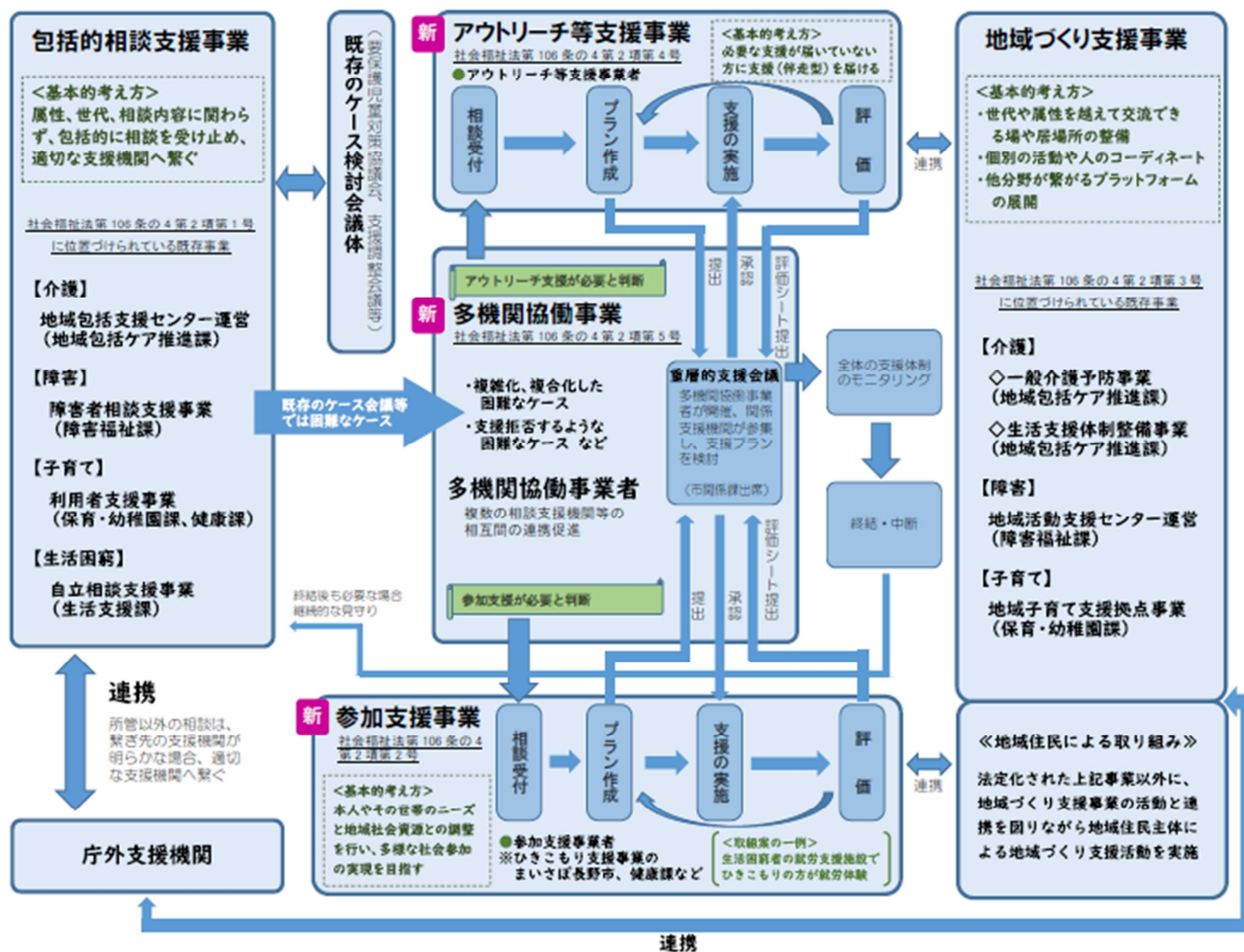
【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署
重層的支援体制整備事業	福祉政策課 関係各課 関係機関

■市民・地域・事業者に期待する役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の相談支援機関を知り、不安や困りごとを抱え込まずに相談します。 ○ 家族や近所の人、友人・知人等に不安や困りごとを抱えている人がいたら、相談支援機関につなげます。
地域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市及び市社会福祉協議会等が取り組む重層的支援体制の整備に際し、連携・協力します。 ○ 広報誌やSNS等、様々な機会、媒体を活用して、市や地区の相談支援機関・窓口について周知し、利用を促進します。 ○ 活動等を通じて不安や困りごとを抱えている人を把握したら、相談支援機関につなげます。 ○ 地域たすけあい事業コーディネーターは、地域福祉ワーカーや関係機関と連携し、福祉に関する相談の充実を図ります。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が取り組む重層的支援体制の整備に際し、連携・協力します。 ○ 専門性を活かし、相談窓口の開設やよろず相談への助言等を行います。

■長野市版「重層的支援体制」イメージ図（案）



長野市の主な相談支援窓口

	妊娠・出産	子育て支援 児童福祉	学校教育	健康 精神・難病等
妊娠・出産	<p>保健所健康課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不妊・不育症相談 ○妊娠・出産包括支援事業(母子保健コーディネーター) ○マタニティセミナー ○健康・育児相談 ○母子専門相談 	<p>子育てコンシェルジュ(2)</p> <p>こども広場(2)</p> <p>地域子育て支援センター(16)</p> <p>子育て支援課・こども相談室</p> <p>保育コーディネーター 保育・幼稚園課</p>		<p>保健所健康課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康・育児相談 ○歯科相談 ○健康・食生活相談 ○栄養相談 ○運動相談 ○難病医療・難病療養相談
出生～就学期		<ul style="list-style-type: none"> ○子育てに関する相談 ○保育園の入園に関する相談 ○こども相談室による発達相談 ○母子父子・家庭児童・女性相談 	<p>学校教育課 教育センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育相談 ○就学相談 	<p>保健所健康課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○思春期保健相談
小・中・高校		<ul style="list-style-type: none"> ○妊産婦・児童・家庭等への相談支援 ○子ども家庭総合支援拠点の設置 ○児童家庭相談システムの導入 	<p>少年育成センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ○青少年の非行・被害の防止健全育成に関 	<p>保健所総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの急病対応講座
青年・壮年期				<p>保健所健康課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○精神保健相談 ○エイズ・性感染症相談等 ○薬物乱用相談 ○各種健康相談
高齢者				<p>保健所総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療相談

障害福祉	高齢者福祉	生活困窮	その他 ひきこもり ダブルケア 制度対象外など	
<p>障害福祉課</p> <p>市社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者(児)支援 ○障害福祉サービス利用 ○障害福祉に関する相談全般(相談支援センター) ○きぼう相談 ○虐待防止・権利擁護 <p>成年後見支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護 <p>障害福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労に関する相談(長野圏域障害者就労・生活支援センター) 	<p>地域包括ケア推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉・保健・医療等の総合 <p>地域包括支援センター 在宅介護支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認知症、介護や介護予防に関する相談支援 	<p>生活支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護に関する相談 <p>生活支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習支援 <p>まいさぼ長野市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立相談支援等 	<p>保健所健康課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○精神保健相談 <p>市社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○きぼう相談 	<p>妊娠・出産</p> <p>出生と就学期</p> <p>小・中・高校</p> <p>青年・壮年期</p> <p>高齢者</p>

基本目標 3 一人ひとりの“思い”を受け止め、支え合い活動や福祉サービスの充実を図る

3-1 地域社会とのつながりの維持・創出

■目指す姿

誰もが地域社会とのつながりを持ち、顔見知りが増え、お互いを思いやることのできる関係が築かれています。

【評価指標】

指 標	基準（R2）	目標（R8）
「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」と回答した市民の割合	21.3%	26.3%

※核家族化や単身世帯の増加により、世帯の支援力が低下してきています。地域社会での支え合いが更に重要となってきたことから、本指標を評価指標とします。

■現状

【背景・課題】

- ・核家族化や一人暮らし世帯の増加が進む中、隣近所や地域での相互の助け合いが重要となっています。
- ・まちづくりアンケートの調査結果をみても、本市において隣近所との付き合いの程度が希薄化している状況が伺えます。
- ・近隣関係が希薄化する中、地域とのつながりがなくなってきています。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、様々な地域イベントや交流活動がしにくい状況となっており、活動の継続に対して不安視する声が多く聞かれます。

【取組状況・工夫】

- ・若い子育て世代とつながるためにSNSの活用や、同年代で交流会を開催する等、幅広い世代において地域とのつながりの創出を図っています。
- ・地区公民館や公民館・交流センター、社会福祉施設や事業所が提供するスペース等を居場所づくりや通いの場として活用しています。

【必要な取組・支援】

- ・アパートやマンション居住者の地域とのつながりづくりに創意工夫が必要です。
- ・新しいコミュニケーションの在り方を模索しつつ、交流活動の活性化や居場所づくりの更なる推進を図っていく必要があります。
- ・オンラインやSNS等、デジタル技術を使うための支援や環境整備を進めていく必要があります。
- ・関係課の連携・調整による地域公民館等の利用を容易にするための検討と、市社会福祉協議

会の施設や事業者との連携による活動スペースの提供の促進が必要です。

■今後の方向

(1) 交流活動の活性化支援

住民が主体となって、地域住民や当事者等が集まり、楽しく過ごすことのできる場づくりに取り組んでいる団体・グループ等の活動に対し、活動費用の助成や活動内容の周知、活動への参加促進等の支援を行います。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署
老人クラブ活動促進事業	高齢者活躍支援課
障害者レクリエーション活動等支援事業補助金	障害福祉課
子育て活動応援事業補助金	保育・幼稚園課
一般コミュニティ助成事業補助金	地域活動支援課
地域介護予防活動支援事業	地域包括ケア推進課
ボランティア養成講座	市社会福祉協議会

(2) 交流拠点の充実

誰もが気軽に立ち寄り、交流することができる拠点の充実を図ることで、より多くの人が顔見知りになり、地域と関わりを持つきっかけづくりを推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署
老人福祉センター、老人憩いの家の運営	高齢者活躍支援課
公民館・交流センター等での世代間交流	家庭・地域学びの課
障害福祉施設の開放・地域交流	障害福祉課
認知症カフェ設置助成	地域包括ケア推進課
地域子育て支援拠点事業（こども広場、地域子育て支援センター）	保育・幼稚園課
まちの縁側事業	市社会福祉協議会
サロン事業の推進	市社会福祉協議会

(3) 地域における居場所の創出

地域の中に安心して過ごすことのできる居場所を創出し、地域住民の交流、社会との関わりの維持・創出を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署
地域介護予防活動支援事業（再掲）	地域包括ケア推進課
放課後子ども総合プラン事業	こども政策課

(4) 新たな交流・コミュニケーションの促進

様々な交流活動において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行うとともに、リモートを活用することにより、移動の制約等によって参加できなかった人でも気軽に参加できるような交流機会の創出を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取組	担当部署
リモートによる交流・コミュニケーション支援	関係各課
感染予防対策の推進	保健所健康課
コロナ禍での工夫や好事例の情報収集と発信	福祉政策課 市社会福祉協議会

■市民・地域・事業者に期待する役割

市民	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の人とあいさつや会話をし、顔見知りを増やします。○ 家族や友人・知人等に声を掛け合い、地域の行事やイベント、通いの場等に積極的に参加します。○ オンラインでの活動やSNS等を活用した新たな交流機会やつながりを利用します。
地域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の人たちが顔見知りになるためのあいさつ・声掛け運動を展開します。○ 隣組、班、常会等で、交流活動の充実に取り組みます。○ 自治会や事業者等と連携しながら、多様な人たちが楽しく参加できるイベントの開催や交流活動を行います。○ マンション居住者同士や地域住民と顔見知りになり、交流することができるための取組を進めます。○ 新たな交流・つながりの創出や幅を広げることができるよう、オンラインでの活動やSNS等を積極的に取り入れます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○ 多様な人たちが参加できるイベントの開催や交流活動を行います。○ 施設・設備の活用等、地域が行うイベントや交流活動に協力します。

◆取組事例◆ バーチャル旅行 芹田地区

コロナ禍でつながりや楽しみが限られるなか、地区では、様々な工夫をしてみながりや楽しみを創出しています。芹田地区はバーチャルで宮崎県へ旅行に行きました。



◆取組事例◆ 学生と地域の連携 中御所地区

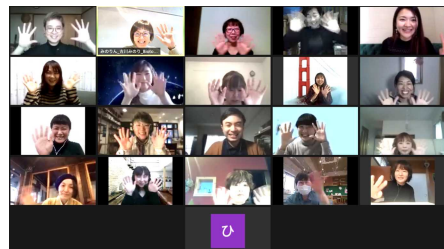
長野美術専門学校の学生が中御所地区にあるリサイクルBOXの表示をデザインしました。若者が地域との関わりを持ちながら自分のできることを発揮できました。このリサイクルBOXの収益は地域に還元されています。



◆取組事例◆ 働く女性コミュニティ
「Biotope(ビオトープ)」
善光寺門前エリア

世代を超えて仲間を作れる
自分のやりたいことを発信したら実現に協力してくれる仲間ができるネットワークです。
20～60代の女性が輝いています。

Instagram Facebook
フリーペーパーやWebサイトで活動を
発信しています。



3-2 地域で見守り、地域で支える体制の充実

■目指す姿

隣近所や関わりのある人の状況を気に掛け、声を掛け合い、見守っています。また、多様な主体による支え合いの仕組みが活用されています。

【評価指標】

指標	基準（R2）	目標（R8）
「お互い近所に住むものとして、できる範囲で援助したい」と回答した市民の割合	37.5%	42.5%

※地域共生社会の実現のためには、地域のヒト・モノ・コト等すべての資源が互いに連携を取りながら地域の課題解決に向けて行動することが求められています。そのためには、市民一人ひとりの意識を高めることが必要になるため、本指標を評価指標とします。

■現状

【背景・課題】

- ・近隣関係の希薄化に加え、アパート・マンション居住者の増加等を背景に、近所の人の状況や困りごとが見えにくくなり、地域での支え合いが少なくなってきました。
- ・通院や買い物、地域活動への参加等での移動手段の確保が課題になっているほか、一人暮らし高齢者等で、草刈りや雪かき、ごみ出し等が困難な人が増えてきています。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により地域社会活動が大きく制限される等、社会環境の変化が生活や心身の健康に影響を及ぼしています。

【取組状況・工夫】

- ・高齢者や子育て家庭等を対象とした市民主体の支え合いを展開しています。
- ・障害のある人が地域のホームヘルプを行うことや、社会福祉法人等が草刈りや雪かきを行う等、多様な主体が地域の支え合い活動に参画しています。

【必要な取組・支援】

- ・地域住民が主体となって支え合う仕組みの更なる充実・活用を図っていく必要があります。
- ・一人ひとりの悩みや不安に寄り添った支援につなげるため、コーディネート機能の強化が必要です。
- ・持続可能でやりがいのある活動に向けて、有償ボランティアの活用や地域課題の解決が仕事となるような事業について、検討していく必要があります。

■今後の方向

（1）多様な主体による支え合い活動の活性化

買い物や移動、日常生活のちょっとした困りごと等に対して、多様な主体が担い手として支え合う活動の活性化を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
地域たすけあい事業	市社会福祉協議会
ファミリー・サポート・センター事業	保育・幼稚園課

(2) 見守り活動の推進

孤立しがちな一人暮らし高齢者等に対する日常的な見守りや声掛け、定期的な訪問等を行う活動を推進します。また、関係機関が連携し、異変に気付いた時に適切に対応できる体制の強化を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
孤立防止・見守りネットワーク事業 ○高齢者等の見守りの協力に関する協定 ○長野市認知症見守りSOSネット事業に関する協定	福祉政策課 地域包括ケア推進課
民生委員児童委員活動への支援（再掲）	福祉政策課

(3) 有償ボランティアの仕組みの構築、コミュニティ・ビジネスの創出支援

有償によるボランティアの仕組みの構築や、地域の課題を地域住民が主体となってビジネスの手法を用いて解決するコミュニティ・ビジネス等について調査研究します。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
有償ボランティアの仕組みの構築 コミュニティ・ビジネス等の研究	福祉政策課 市社会福祉協議会

(4) コーディネート機能の強化

支援が必要な人 一人ひとりの状況に応じたサービスや資源をつなげるコーディネート機能の強化を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
地域たすけあい事業コーディネーターの配置	市社会福祉協議会
保育コーディネーター・子育てコンシェルジュの配置	保育・幼稚園課
母子保健コーディネーターの配置	保健所健康課

(5) 自殺防止対策の推進

自殺や精神疾患等に関する正しい知識の啓発を図るとともに、市民一人ひとりが周りの人のSOSに気付き、受け止めて適切に行動することができるよう、ゲートキーパーとして必要な基礎的知識の普及を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
自殺に関する正しい知識の普及啓発	保健所健康課

ゲートキーパーの養成	保健所健康課
長野市自殺対策推進ネットワーク会議の開催	保健所健康課

■市民・地域・事業者に期待する役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃から隣近所の人様子を気に掛け、普段と違う様子が見られたら声掛けをし、相談支援機関や福祉関係者につなげます。 ○ 地域の支え合い活動に参加し、できる範囲で支え手として活動します。
地域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域におけるゆるやかな見守り体制の整備や支え合い活動の充実に取り組みます。 ○ 地域活動を通じて不安や困りごとを抱えている人を把握した場合、相談支援機関や福祉関係者につなげます。 ○ 行政連絡区単位で地域福祉懇談会を開催する等、地域の福祉課題・ニーズの把握に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の見守り活動に参加・協力します。 ○ 事業活動を通じて不安や困りごとを抱えている人を把握した場合、相談支援機関や福祉関係者につなげます。

◆取組事例◆ 買い物支援・フレイル予防 第三地区

地区のスーパーが閉店して困っている住民を対象に、近隣地区のスーパーへのお買い物ツアーを実施しました。地域福祉ワーカーの付き添いのもと、6名の参加者が、行きはバス、帰りは自宅までタクシーを使って、買い物を楽しんだほか、お茶や会話など、参加者同士での交流も楽しみました。外出する機会や楽しみが増えることで、フレイル（虚弱状態）予防にもつながることが期待されます



3-3 福祉サービスの充実と質の向上

■目指す姿

一人ひとりの状況に応じた質の高い福祉サービスを安心して適切に利用できる体制が確保されています。

【評価指標】

指 標	基準（R元）	目標（R8）
社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する 指導監査*実施件数	362件	430件

※市では、社会福祉法その他の関係法令に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対し、定期的又は随時指導監査を行っていることから、その実施状況を評価指標とします。

■現状

【背景・課題】

- ・ 少子高齢化や核家族化、一人暮らし、共働き世帯の増加等に伴い、介護保険サービスや障害福祉サービス、保育サービス等福祉サービスの需要も増加することが見込まれる一方、担い手不足が顕在化しています。

【取組状況・工夫】

- ・ 各分野の個別計画の策定を通じてサービス見込み量を推計するとともに、その確保に取り組んでいます。
- ・ 質の確保・向上のため、サービス事業者等に対する助言・指導や職員研修、福祉サービス第三者評価*の受審促進等を行っています。
- ・ 必要な人が必要な支援やサービスを受けられることができるよう、ケアマネジメントの充実や情報提供等を行っています。

【必要な取組・支援】

- ・ サービス提供基盤の確保を図るとともに、安心して利用できるための質の向上や情報提供の充実を図る必要があります。
- ・ 一人ひとりの心身の状態や生活状況等に応じた福祉サービスを適切に利用することができる相談支援・ケアマネジメントの充実を図る必要があります。

■今後の方向

（1）サービス提供基盤の充実

福祉ニーズに応じたサービス提供事業者の確保に努めるとともに、福祉サービス従事者の確保・育成に向けた取組を推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
介護サービスの充実	高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 介護保険課
障害福祉サービスの充実	障害福祉課
保育サービスの充実	保育・幼稚園課

(2) サービスの質の向上のための取組の推進

関係機関及びサービス提供事業者と連携し、従事者等の資質・技術の向上のための取組を推進します。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
サービス事業者等への助言・指導・監査	福祉政策課（福祉監査室） 高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 介護保険課 障害福祉課 保育・幼稚園課
各種相談・意見への対応	地域包括ケア推進課 介護保険課 障害福祉課 保育・幼稚園課
福祉サービス第三者評価の実施の促進	福祉政策課 高齢者活躍支援課 障害福祉課 保育・幼稚園課

(3) 相談支援・利用支援の充実

一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるように利用者支援の充実を図ります。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
地域包括支援センター（高齢者の総合相談）（再掲）	地域包括ケア推進課
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（ケアマネジャー*への支援）	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
障害者相談支援センター事業（再掲）	障害福祉課
計画相談事業・障害児相談支援事業	障害福祉課
障害者相談支援専門員等スキルアップ研修	障害福祉課
発達相談支援センター事業	障害福祉課
利用者支援事業 ・子育てコンシェルジュ（こども広場） ・保育コーディネーター	保育・幼稚園課 保健所健康課

・ながの版ネウボラ（子育て世代包括支援センター） （再掲）	
こども相談室事業（再掲）	子育て支援課・こども相談室
福祉総合相談事業（きぼう相談、専門相談、福祉総合相談）	市社会福祉協議会

（４）サービスの円滑な提供

サービスを適切に選択し、利用することができるよう、利用者の特性に応じた情報提供の充実や適正な認定、所得等に応じた経済的負担の軽減等を行います。

【市・関係機関の主な取組】

取 組	担当部署
各種制度・サービスに関する情報提供	関係各課
公正で迅速な要支援・要介護、支援区分等の認定	介護保険課 障害福祉課
サービス利用料等の軽減・減免	関係各課

■市民・地域・事業者に期待する役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉に関する各種制度やサービス内容、提供事業者等について、様々な媒体から情報収集を行います。 ○ 福祉サービスの利用が必要になったら、市の相談窓口等に相談の上、適切に利用します。
地 域 (住民自治協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動等を通じてサービスの利用が必要と思われる人を把握した場合、相談支援機関につなげます。 ○ (仮称)地域福祉ネットワーク会議等に参画し、地域ニーズの把握とサービス提供体制の確保・充実を促します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政や他の事業者等と連携し、地域の福祉ニーズの把握に努めつつ、ニーズに応じた事業展開と安定的な経営に努めます。 ○ 利用者の意見を収集し、また、職員研修や第三者評価等を通じて、福祉サービスの質の向上と利用者の安全安心の確保に努めます。 ○ 利用希望者が適切にサービス等を選択できるよう情報公開を行います。

